

再編等相談窓口の設置について

設置の主旨

- 都道府県が新たな地域医療構想の推進に向け、医療機能の再編等を検討する際には、過去の再編事例や診療実績等のデータ、法令上の規制等についての情報収集や、国からの助言を必要とするケースがある。
- また、地域医療構想調整会議において、重点支援区域申請を行う旨合意が得られた再編事案については、都道府県が申請を行い、財政的支援に加え、地域の医療提供体制等に関するデータ分析等の技術的支援を受けることとしている。
- こうした情報収集等に広く対応できるよう、再編相談窓口を設置し、都度、個別事案への技術的助言や過去の事例の紹介等に対応する体制を構築する。

※これに伴い、区域を限定した上で同様の支援を実施してきた再編検討区域については、2026年度末で終了する。

相談窓口の概要・提供内容

- 再編事例、法令、公開情報等の調査、データ分析等に係る技術的助言等



相談対象

- 複数医療機関の再編を検討する事例を対象とする。

※再編は、地域の医療提供体制の現状や将来像を踏まえた個別の医療機関の医療提供内容の見直しを行うため、以下の選択肢が含まれる。

- ・ 医療の効率化の観点から、機能の分化・連携、集約化、減床
- ・ 不足のない医療提供の観点から、地域において不足する医療機能への転換、連携等

留意点

- 再編自体は、あくまで地域医療構想調整会議の自主的な議論によるものであることが前提。
- 回答内容が再編の方向性を決定するものでないことに留意。